

**議題**

**(1) 審議事項**

**①国民健康保険財政健全化計画に基づく国民健康保険税率について（諮問）**

資料1をご覧ください。

国民健康保険財政健全化計画では、2年ごとに税率を見直すこととしていることから、狛江市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問させていただくものでございます。

現計画では、「2年に1度保険税率の増額改定を想定して、税率改定により約3,800万円を削減するものとし、改定年度以外は収納率の向上や医療費適正化等により、約1,000万円を削減することで14年間をかけて赤字解消を図る」と定めております。

令和4年度第2回協議会においても言及させていただきましたが、令和2年度及び3年度のそれぞれで計画とは異なる大きな振れ幅の増減が生じており、令和2～3年度で5,500万円+1,500万円=7,000万円削減する計画が、-6,100万円+8,000万円=1,900万円しか削減できておらず、5,100万円(0.70-0.19)の計画との差が生じていることとなります。

4ページ以降にお示した表とグラフは、当初の計画における赤字額の推移と、計画との乖離を踏まえたうえで、当初の計画どおりに税率改定を行っていった場合の推移を表したものです。

グラフのとおり、既に生じてしまっている5,100万円の差を何らかの方策により埋めなければ、最終的には今回生じてしまっている赤字分が計画終了時に残り続けることになることから、調定額の目標値を定め、そこを目指して税率の改定を行っていかなければならない状況です。

そこでシミュレーションとしてお示しさせていただいたのが、次の3つのパターンです。

1つ目が、東京都が示す「標準税率」を適用させた場合の推移です。

「標準税率」は、元々が「赤字解消を達成するために必要な税率」であることから、令和6年度にこの税率を採用することで、即座に赤字が解消されます。令和6年度の税率は未確定ですが、参考として狛江市の算定基準に即した令和5年度の標準税率は、医療分7.84%(均等割32,212円)、支援分2.76%(均等割12,853円)、介護分2.45%(均等割14,479円)です。

2つ目が、令和4年度時点での税率を「維持」した場合の推移です。今後令和14年度まで税率を現行据え置きとした場合、赤字削減の度合いは計画上の自然減の部分のみの傾斜となります。

3つ目が、現在生じている5,100万円多く発生してしまった赤字分を、計画における今後の税率改定時期にそれぞれ按分した場合の推移です。令和6年度、8年度、10

年度、12年度、14年度の5回において、調定額3,800万円を目指していたところ、約1,000万円ずつ増加させることとなります。

令和4年度の実際の数値等については、決算が確定していない段階ではお示しすることができないことをご説明させていただいておりますので、令和3年度までの実績を土台として、目指すべき調定額の大枠をご議論いただければと考えております。

## ②狛江市国民健康保険データヘルス計画の策定について（諮問）

資料2をご覧ください。

また、参考資料として厚生労働省が平成29年に作成した「データヘルス計画作成の手引き（改訂版）」を配布させていただきましたので、あわせてご覧ください。

データヘルス計画は、レセプト等のデータ分析と、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画であり、国の「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において策定が定められているものです。

狛江市においても、平成29年度から令和5年度までを計画期間として既に策定済みであり、令和6年度からの6年間を対象期間とする次期計画の策定についてお諮りするものです。

現行の計画で個別の保健事業として記載しておりますのは、

- （1）特定保健指導
- （2）糖尿病性腎症重症化予防事業
- （3）受診行動適正化指導事業
- （4）健診異常値放置者受診勧奨事業
- （5）ジェネリック医薬品差額通知事業

の5項目です。

厚生労働省が策定した「データヘルス計画策定の手引き」によりますと、本計画における市の役割は、

・被保険者の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、関係部局や関係機関の協力を得て、課題を分析し、計画を策定すること、

・計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施して、評価をし、必要に応じて見直しや次期計画に反映させる。

となっております。

次期計画の策定に向けて、初めて業務委託によりコンサルタントを活用することとしており、これまでも保健事業の一部業務について委託しております株式会社NTTデータを委託事業者とさせていただきました。

NTTデータには、（1）医療費の分析、これまでの保健事業の評価、（2）保健事業の提案、（3）計画素案への落とし込み、を行っていただき、素案からの最終的な計画策定については、市が行います。

なお、資料最下段の②スケジュールにつきましては、現在受託事業者において準備工程を進めている関係から、現時点ではお示しすることができませんの、決定次第追

ってお知らせいたします。

今後、業務の進展に合わせて、適宜資料等の提供をさせていただきますので、ご議論にご活用いただければと思います。

### ③多子世帯に係る国民健康保険税の均等割減免のあり方について（諮問）

本減免制度は、令和3年度協議会においてご議論いただき、令和4年度の国民健康保険税より、市独自の取組として減免の適用を開始したものです。

「同一世帯に18歳未満の子が3人以上いる世帯主」を対象としたものですが、運用を開始した直後、令和4年4月22日に開催された衆議院厚生労働委員会での国民健康保険の子育て世帯への保険料減免に関する質疑の中で、当時の厚生労働大臣答弁において「市町村があらかじめ子育て世帯といった画一的な基準により、保険料減免を独自に実施することは好ましくない」という見解が示されました。

また、7月25日付厚生労働省保険局国民健康保険課発出の「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方について」という書面において、国民健康保険料（税）の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、「従うべき基準」とされていることから、国の基準を超えて独自に保険料（税）の減額賦課について条例で定めることはできない仕組みであり、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、「明確に法令違反とは言えないものの、適切ではない」としております。

さらに、10月18日に実施された市の国保事業に対する東京都指導検査において、市としての考え方を明確にする必要があるとの助言をいただいているところでございます。

なお、現時点では多摩26市中当市を含めた7市が多子世帯減免を独自の取り組みとして実施しており、事務局におきまして対応状況等を事前に聞き取りいたしましたところ、令和4年度をもって廃止する市が1市、当市と同様国の見解を受けて検討するとした市が3市、当面実施が2市、見直しの予定なしが1市でございました。

以上の経緯を踏まえ、本減免制度のあり方について、今一度ご審議いただきたく、お諮りするものです。

## （２）報告事項

### ①令和5年度狛江市国民健康保険特別会計予算について

資料3をご覧ください。

「国民健康保険特別会計予算予算書」よりご説明させていただきます。読み上げる資料のページ番号は予算書に予め付番されたものです。

国民健康保険特別会計予算予算書の2ページです。

第一表 歳入歳出予算の歳入、3ページが歳出でございます。予算総額は総額81億34万1千円、前年度比1億6,020万5千円、2.0%の増でございます。

次に事項別明細書でございます。

6 ページ、7 ページが総括の歳入歳出予算額で、款ごとの前年度比較は、こちらの表をご参照ください。

8 ページ歳入です。

1 款、国民健康保険税につきましては、16 億 3,643 万 9 千円、前年度比 1,178 万 6 千円、0.7%の増でございます。内訳といたしましては、医療分が 10 億 7,714 万 1 千円、介護分が 1 億 6,841 万 8 千円、支援分が 3 億 9,088 万円となっております。

9 ページです。

2 款、国庫支出金につきましては、39 万円、前年度比 29 万円、290%の増でございます。令和 5 年度から実施される出産育児一時金の増額にともなうものでございます。

3 款、都支出金につきましては、53 億 2,952 万 3 千円、前年度比 26 万 2 千円の減となっております。歳入の 65.8%を占めるもので、広域化に伴い保険給付に必要な費用が保険給付費等交付金の普通交付金として東京都から交付されるものでございます。

10 ページです。

4 款、繰入金につきましては、11 億 2,029 万 6 千円、前年度比 1 億 4,841 万 8 千円、15.3%の増でございます。このうち、その他一般会計繰入金は 7 億 9,530 万 1 千円で、前年度比 1 億 3,315 万 9 千円、20.1%の増でございます。

5 款、繰越金につきましては、科目存置のための計上でございます。

6 款、諸収入につきましては、1,369 万 2 千円、前年度比 2 万 7 千円、0.2%の減でございます。

12 ページ歳出です。

1 款、総務費につきましては、5,515 万 6 千円、前年度比 518 万 6 千円、10.4%の増でございます。主な理由といたしましては、2 年に一度の被保険者証の一斉更新に係る経費の増でございます。

16 ページです。

2 款、保険給付費につきましては、歳出の 63.0%を占めるものでございます。被保険者数は減少しておりますが、一人当たり医療費が増加傾向にあることなどから 51 億 590 万 3 千円、前年度比 143 万 7 千円の増を見込んでおります。

主なものについて申し上げます。

1 項、療養諸費、1 目、一般被保険者療養給付費につきましては、43 億 8,700 万円、前年度比 700 万円、0.2%の増、5 目、審査支払手数料につきましては、2,817 万 9 千円、前年度比 191 万 4 千円、6.4%の減を見込んでおります。

17 ページです。

2 項、高額療養費、1 目、一般被保険者高額療養費につきましては、5 億 9,100 万円、前年度比 800 万円、1.3%の減を見込んでおります。

18 ページです。

4 項、出産育児諸費、1 目、出産育児一時金につきましては、3,101 万 4 千円、前年度比 277 万 5 千円、9.8%の増、こちらは、歳入で説明申し上げました、令和 5 年

度から実施される出産育児一時金を増額するものでございます。

19 ページです。

7 項、傷病手当金、1 目、傷病手当金につきましては、64 万 4 千円、前年度比 56 万 4 千円、705%の増を見込んでおります。

20 ページです。

3 款、国民健康保険事業費納付金につきましては、広域化に伴い給付に必要な費用を市区町村へ交付するための財源等として東京都へ納付するものでございまして、27 億 9,052 万 7 千円、前年度比 1 億 3,940 万 7 千円、5.3%の増を見込んでおります。

21 ページです。

4 款、保健事業費につきましては、1 億 3,105 万 3 千円、前年度比 1,417 万 5 千円、12.1%の増でございます。

24 ページです。

5 款、公債費から、26 ページの 7 款、予備費までにつきましては、前年度と同額を見込んでおります。

## **②新型コロナウイルス感染症に係る対応について**

令和 5 年 5 月 8 日から、新型コロナウイルスの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における分類が、2 類から季節性インフルエンザ等と同様の 5 類感染症に変更されます。

これに伴い、これまでの感染対策や医療機関における受診、日常生活におけるマスクの着用をはじめとした行動等が変化することとなります。

診療体制が段階的にすべての医療機関に拡大されたり、最終的には医療費が自己負担となったり、保健所による経過観察等が終了されたりといった生活全般に関わることその他、国民健康保険の分野においても、運用が変わる制度がございます。

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染したことが疑われるため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として仕事を欠勤することを余儀なくされた国民健康保険被保険者の方が、給与の全部又は一部の支給を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給していますが、適用期間については 5 月 7 日までとなります。

次に、新型コロナウイルス国民健康保険税の減免についてです。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免については、平成 31 年度から令和 4 年度までの保険税のみが対象となり、令和 5 年度分については対象となくなるよう規則改正を行いました。

令和 5 年度に新たに発生する税額については、令和 4 年度相当分のみが減免対象となり、既に発生していた過去の年度の税額に関する減免も含め、令和 5 年 11 月 30 日受付分までを対象として、減免申請を受け付けます。

事務局からの説明は以上です。